

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【公開番号】特開2015-127901(P2015-127901A)

【公開日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-044

【出願番号】特願2013-273238(P2013-273238)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 520 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月18日(2016.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理装置と、前記情報処理装置のバックアップストレージである第1ストレージシステムと、前記情報処理装置との間でセーブデータを送信または受信する第2ストレージシステムと、アプリケーションを処理する処理ユニットを複数有するサーバシステムと、を備えた情報処理システムであって、

前記サーバシステムは、前記情報処理装置からのアプリケーションの実行要求に応じて、前記処理ユニットを利用してアプリケーションを処理し、その処理結果を前記情報処理装置に送信するものであって、

前記サーバシステムは、前記処理ユニットで処理したアプリケーションのセーブデータを前記第2ストレージシステムに格納し、

前記情報処理装置は、前記第2ストレージシステムに格納されたセーブデータを取得して、前記情報処理装置のローカルストレージ装置に格納できるとともに、前記第2ストレージシステムは、前記情報処理装置のローカルストレージ装置に格納されたセーブデータを取得して格納でき、

前記第1ストレージシステムは、前記情報処理装置のローカルストレージ装置に格納されたセーブデータを取得して格納できる、

ことを特徴とする情報処理システム。

【請求項2】

前記サーバシステムは、前記情報処理装置のローカルストレージ装置から取得されて前記第2ストレージシステムに格納されたセーブデータを用いて、アプリケーションを処理できることを特徴とする請求項1に記載の情報処理システム。

【請求項3】

前記第2ストレージシステムは、セーブデータを、前記情報処理装置との間で同期させることができることを特徴とする請求項1または2に記載の情報処理システム。

【請求項4】

前記第1ストレージシステムと前記第2ストレージシステムは接続していないことを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の情報処理システム。

【請求項5】

前記情報処理装置は、前記第1ストレージシステム、または前記第2ストレージシステム

ムのいずれかを、セーブデータの保存先として選択する画面を表示することを特徴とする請求項4に記載の情報処理システム。

【請求項6】

アプリケーションを処理する処理ユニットを複数有するサーバシステムに接続する情報処理装置であって、

前記情報処理装置は、バックアップストレージである第1ストレージシステムと接続し

前記サーバシステムは、前記情報処理装置からのアプリケーションの実行要求に応じて、前記処理ユニットを利用してアプリケーションを処理し、その処理結果を前記情報処理装置に送信するものであって、前記サーバシステムは、前記処理ユニットで処理したアプリケーションのセーブデータを第2ストレージシステムに格納し、

前記情報処理装置は、前記情報処理装置のローカルストレージ装置に格納しているセーブデータを前記第2ストレージシステムにアップロードすることを特徴とする情報処理装置。